

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市農業者年金協議会補助金
補助事業等の目標	農業者年金制度の発展拡充及び強化並びに会員相互の連絡協調により親睦を深め、農業の近代化並びに老後の生活の安定及び福祉の向上に寄与する。
補助事業等の対象者	農業者 農業者年金受給者
補助対象経費	加入推進活動、年金相談所開設、調査、研究、研修会に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	加入推進部長からの活動記録簿と会議及び研修会の出席状況をもとに、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和 59 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】 農業者の老後の生活安定と福祉向上のため、3 年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市農業委員会